

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯

・ 冬季加算地区	→ VI区	
・ 県内級地別人口	→	
	1 級地－1	0 人
	1 級地－2	0 人
	2 級地－1	317, 625 人
	2 級地－2	0 人
	3 級地－1	708, 999 人
	3 級地－2	440, 856 人
	計	1, 467, 480 人

※令和 2 年国勢調査（人口等基本集計 第 1-1 表）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和 3 年度）

①第 1 類費＋第 2 類費（冬季加算を除く）

第 1 類費及び第 2 類費の合計の人口加重平均を求めると、
 $(71, 460 \text{ 円} \times 317, 625 \text{ 人} + 68, 430 \text{ 円} \times 708, 999 \text{ 人} + 66, 940 \text{ 円} \times 440, 856 \text{ 人})$
 $\div 1, 467, 480 \text{ 人}$
 $= 68, 638. 19 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

②第 2 類費のうち冬季加算（1 か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分 VI 区に分類され、11 月から翌年 3 月までの 5 月となる。

$2, 630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1, 095. 83 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

③期末一時扶助費（1 か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1 か月平均）

2 級地－1 $12, 880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1, 073. 33 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

3 級地－1 $11, 610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 967. 5 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

3 級地－2 $10, 970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914. 16 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

$(1, 073. 33 \text{ 円} \times 317, 625 \text{ 人} + 967. 5 \text{ 円} \times 708, 999 \text{ 人} + 914. 16 \text{ 円} \times 440, 856 \text{ 人})$
 $\div 1, 467, 480 \text{ 人} = 974. 381 \text{ 円} (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$

生活扶助基準（1 類費＋2 類費（冬季加算込）＋期末一時扶助費）

$= ① + ② + ③$

$= 68, 638. 19 \text{ 円} + 1, 095. 83 \text{ 円} + 974. 381 \text{ 円} = 70, 708. 401 \text{ 円}$

(2) 住宅扶助実績値（令和 3 年度）

単身被保護世帯数 → 那覇市： 8, 484 世帯

沖縄県（那覇市除く）： 16, 859 世帯

計 25, 343 世帯

住宅扶助実績値 → 那覇市：27,039.2円
沖縄県（那覇市除く）：22,423.3円

※1 令和3年被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される那覇市、沖縄県の
単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(27,039.2円 \times 8,484世帯 + 22,423.3 \times 16,859世帯) \div 25,343世帯 \\ = \underline{23,968.550円} (1円未満四捨五入せず)$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 70,708.401円 + 23,968.550円 \\ = \underline{94,676.951円} (1円未満四捨五入せず)$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給820円（令和3度沖縄県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合
の1か月の収入（手取額）は、

$$820円 \times 173.8時間 \times 0.816 = \underline{116,293円} (1円未満四捨五入)$$

※ 0.816は、時間額820円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得
の総所得に対する比率

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 94,676円 - 116,293円 = \Delta 21,617円$$

となり、この差額を173.8時間で割って1時間当たりとし、0.816で割って手取額か
ら額面に換算すると、

$$\Delta 21,617円 \div 173.8 \div 0.816 = \Delta 152円 (1円未満四捨五入)$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。